

有機 JAS 認証とは

有機 JAS 認証とは、農林水産省が有機農産物等の表示の適正化を図るため、1999 年に JAS 法が改正され、有機農産物の検査認証制度が導入された「消費者に安全安心をお届けするための制度」です。



有機食品の JAS 規格（化学的に合成された肥料、農薬を原則として使用しない農産物やそれらを原料として加工された農産加工食品であること）に、適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、その結果認定された事業者のみが有機 JAS マークを貼ることが許されます。※「有機 JAS マーク」が無い製品には、「有機・オーガニック」と表示することはできません。

農工舎では、30 年にわたって有機栽培を研究し続けてきた、有機無農薬の第一人者が創設した NPO 法人「民間稲作研究所」に、JAS 認定を受けるための検査を依頼、厳しい検査と品質管理のチェックを経て、JAS 規格による格付認証を得て、有機 JAS 認定米として販売することが許されています。

有機農産物とは

農薬・化学肥料を使わずに、自然の力を最大限に利用した有機農業により生産された農産物を「有機農産物（オーガニック農産物）」といいます。

「有機農業」は、土の持つ生産力や自然循環機能を維持活用した栽培方法であり、環境に配慮した農業です。

有機農産物の定義

化学的に合成された肥料及び農薬を避けることを基本として、播種または植付け前 2 年以上（多年性作物にあっては、最初の収穫前 3 年前）の間、堆肥等による土作りを行った田んぼにおいて生産された農産物。

自分の田畑が有機農業でも、近隣の田畑が農薬散布などをしていれば有機農産物の認定が承認されないなど、非常に厳しい制度です。